

ID: 137

担当部署: 生活環境課

処分の概要	手数料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町廃棄物の処理及び再利用の促進等に関する条例 第32条		
例 規 番 号	平成9年 条例第24号		
<p>【根拠条文】 (手数料の減免) 第三十二条 町長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、その申し出により、第二十八条及び第三十条の手数料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日